



令和6年 年末のご挨拶と今年の振り返り

日頃より格別のご愛顧を賜り、心より感謝申し上げます。

今回は2024年に施行された労務関連の重要な改正を振り返りつつ、来年に向けた準備のポイントをご案内いたします。



TOPIX

- 2024年のできごと
- 2025年に向けての準備のポイント

1. 2024年のできごと

1 最低賃金の引上げ

今年10月に全国平均で1,100円を超える最低賃金改定が実施され、賃金の再確認や労務管理の見直しが求められました。

北海道の最低賃金
1,010円/時給

2 短時間労働者への社会保険適用拡大

今年10月から、従業員50人未満の企業でも一定の条件下で短時間労働者への社会保険加入が義務化されました。

3 育児休業制度の拡充と助成金拡充

育児休業や介護休業の取得促進に向けた制度が強化および関連助成金の拡充が行われ、育児・介護と仕事の両立を支援する企業の負担軽減が図られました。

4 時間外労働の上限規制の完全適用

中小企業でも、月45時間・年360時間の時間外労働上限規制が本格的に運用されました。

5 高年齢雇用継続給付の見直し

高年齢者の就業促進と年金制度の持続可能性を目的とした給付率の見直しが進められました。

2. 2025年に向けての準備ポイント

- 労働契約書や就業規則の確認
新たな法改正に適合しているかチェックしましょう。
- 助成金活用の検討
育児支援関連や人材育成の助成金を有効に活用してください。
- 働き方改革の推進
時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進をすすめましょう。
- 育児休業の取得促進:
育児休業の取得を促進するための制度が強化され、企業には育児休業取得に関する情報提供や支援が求められます。

12/28~1/5
年末年始休業です



本年も皆様のご支援のもと、当事務所は無事に一年を終えることができました。心より感謝申し上げます。

来る年も、より一層のサービス向上を目指し、皆様の信頼にお応えできるよう努めてまいります。
年末年始にかけて、一層冷え込む日々が続きますが、どうぞお体に気を付けて良いお年をお迎えください。